条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「純資産の合計額」及び「ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率」の欄に数値を記載するとともに、「証明書等」の欄に、当該書類の名称又は当該要件に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。 (6)　［略］ 8　経営力向上設備等の種類 (1)～(5)　［略］ (6)　経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第17条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。 (7)・(8)　［略］ ［略］ 10　事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容 (1)　［略］ (2)　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第10項各号に掲げる措置（第２条第２項に規定する事業又は資産の譲受けを除く。）のうち該当するものについて記載すること。 (3)・(4)　［略］ ［略］ **様式第２** ［略］ 6　経営力向上の内容 (1)～(3)　［略］ (4)　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第10項各号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。 (5)～(7)　［略］	条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「純資産の合計額」及び「ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率」の欄に数値を記載するとともに、「証明書等」の欄に、当該書類の名称又は当該要件に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。 (6)　［略］ 8　経営力向上設備等の種類 (1)～(5)　［略］ (6)　経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第16条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。 (7)・(8)　［略］ ［略］ 10　事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容 (1)　［略］ (2)　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第11項各号に掲げる措置（第２条第２項に規定する事業又は資産の譲受けを除く。）のうち該当するものについて記載すること。 (3)・(4)　［略］ ［略］ **様式第２** ［略］ 6　経営力向上の内容 (1)～(3)　［略］ (4)　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第11項各号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。 (5)～(7)　［略］
7　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (1)～(4)　［略］ (5)　中小企業等経営強化法第22条第５項に規定する保証を受けようとする場合には、中小企業等経営強化法施行規則第18条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「純資産の合計額」及び「ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率」の欄に数値を記載するとともに、「証明書等」の欄に、当該書類の名称又は当該要件に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。 (6)　［略］ 8　経営力向上設備等の種類 (1)～(5)　［略］ (6)　経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第17条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。 (7)・(8)　［略］ ［略］ 10　事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容 (1)　［略］ (2)　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第10項各号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。 (3)・(4)　［略］ ［略］	7　経営力向上を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 (1)～(4)　［略］ (5)　中小企業等経営強化法第22条第５項に規定する保証を受けようとする場合には、中小企業等経営強化法施行規則第17条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「純資産の合計額」及び「ＥＢＩＴＤＡ有利子負債倍率」の欄に数値を記載するとともに、「証明書等」の欄に、当該書類の名称又は当該要件に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。 (6)　［略］ 8　経営力向上設備等の種類 (1)～(5)　［略］ (6)　経営力向上設備等を取得する場合には、中小企業等経営強化法施行規則第16条に規定する要件に該当することを証する書類を添付し、「証明書等の文書番号等」の欄に、当該書類の名称又は文書番号等当該設備等に対応する書類であることを特定する情報を記載すること。 (7)・(8)　［略］ ［略］ 10　事業承継等により、譲受け又は取得する不動産の内容 (1)　［略］ (2)　「事業承継等の種類」の欄には、事業承継等の種類について、中小企業等経営強化法第２条第11項各号に掲げる措置のうち該当するものについて記載すること。 (3)・(4)　［略］ ［略］

備考　表中の［　］は注記である。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。